

改訂前	改訂後
<p>エポスカード規約</p> <p>株式会社 エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4丁目3番2号 貸金業者登録番号 関東財務局長(5)第01386号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第7号</p>	<p>エポスカード規約</p> <p>株式会社 エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4丁目3番2号 貸金業者登録番号 関東財務局長(5)第01386号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第7号</p>
<p>カード規約</p> <p>第1章 カードの発行</p> <p>第1条 省略</p>	<p>カード規約</p> <p>第1章 カードの発行</p> <p>第1条 省略</p>
<p>第2条(カードの発行)</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5)Visaカードの有効期限は、カードに表示された月の末日とし、その1カ月前までに会員より<u>何らの</u>申し出がなく、かつ当社が引き続き会員として認める場合は更新されます。</p>	<p>第2条(カードの発行)</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5)Visaカードの有効期限は、カードに表示された月の末日とし、その1カ月前までに会員より<u>何ら</u>申し出がなく、かつ当社が引き続き会員として認める場合は更新されます。</p>
<p>第3条～第6条 省略</p>	<p>第3条～第6条 省略</p>
<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)①～⑤ 省略</p> <p>⑥お支払い方法の変更 会員が、支払日到来前の一定期限内にお支払方法の変更を申し出られ、当社が認めた場合には、締切日現在の1回払い分、2回払い分、およびボーナス一括払い分のご利用をリボルビング払いに変更できます。<u>この場合、新たにリボルビング払いでお支払いいただく支払金は、①の締切日残高および変更した1回払い分、2回払い分、およびボーナス一括払い分の合計額を基準として計算します。その手数料も、その合計額に基づき計算します。また、当社の定める方法でお申し出いただくことにより、1回払いの商品購入代金のお支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、リボ・分割・ボーナス払いご利用枠を超過しての変更はできません。</u></p> <p>(3)～(5) 省略</p>	<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)①～⑤ 省略</p> <p>⑥お支払い方法の変更 会員が支払日到来前の一定期限内にお支払方法の変更を申し出られ、当社が認めた場合には、締切日現在の1回払い分、2回払い分、およびボーナス一括払い分のご利用をリボルビング払いに、<u>同じく1回払い分、ボーナス一括払い分のご利用分を分割払いに変更できます。ただし、リボ・分割・ボーナス払いご利用枠を超過しての変更はできません。</u> a. <u>リボルビング払い:支払金は、①の締切日残高および変更した1回払い分、2回払い分、およびボーナス一括払い分の合計額を基準として計算します。その手数料も、その合計額に基づき計算します。</u> b. <u>分割払い:支払金は、1回払いについては当初の成約日を、ボーナス一括払いについては変更を申し出られた直後の締切日を、基準として計算(手数料を含む)します。</u> c. <u>いつでもリボ登録:当社の定める方法で事前にお申し出いただくことにより、すべての1回払いの商品購入代金のお支払方法をリボルビング払いへ変更できます。</u></p> <p>(3)～(5) 省略</p>
<p>第8条～第20条 省略</p>	<p>第8条～第20条 省略</p>

改訂前	改訂後
<p>第21条(その他の承認事項)</p> <p>①～⑦ 省略</p> <p>⑧当社が提携している会社等の窓口でお支払いいただく場合に、当該提携会社等が所定の手数料を申し受けることがあること。<u>なお、当社のATMの利用に関して、手数料は無料です。(日本国外のATM利用時を除く)</u></p> <p>⑨ 省略</p> <p>⑩カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、<u>カードの利用停止措置をとる場合またはカード番号の変更を行う場合があること。この場合、事前に会員に連絡することが困難なときは、措置実施後速やかに会員に通知します。</u></p> <p>⑪会員の支払方法が金融機関口座からの引落しの場合、当社が金融機関から引落とし処理が完了した旨の通知を受領するまでは、カードのご利用可能残枠が復元されないこと。</p> <p>⑫当社が必要と認めた場合、当社が会員に対する債権を、資金調達、流動化、その他の目的のため、取引金融機関・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに譲渡した債権を再び譲り受けること。</p>	<p>第21条(その他の承認事項)</p> <p>①～⑦ 省略</p> <p>⑧当社が提携している会社等の窓口でお支払いいただく場合に、当該提携会社等が所定の手数料を申し受けることがあること。</p> <p>⑨ 省略</p> <p><u>⑩カードのご利用代金明細書は、電磁的方法または郵送による方法にて会員に通知します。会員が電磁的方法による通知を希望しない場合は郵送にて送付します。この場合、当社所定の発行手数料を頂戴します。ただし、法令に基づき交付する書面(ショッピングのリボルビング払い・分割払い・2回払い・ボーナス一括払い、キャッシング利用が含まれる場合)は除きます。</u></p> <p><u>⑪カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、<u>会員への事前通知なしに商品購入及びキャッシングの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限、またはお断りすることがあること。この場合、会員への連絡が困難なときは、会員への事前通知なしに措置を行う場合があります。</u></u></p> <p><u>⑫前号の場合、当社がカードを利用停止したうえでカードの再発行手続きを行うことがあること。</u></p> <p>⑬会員の支払方法が金融機関口座からの引落しの場合、当社が金融機関から引落とし処理が完了した旨の通知を受領するまでは、カードのご利用可能残枠が復元されないこと。</p> <p>⑭当社が必要と認めた場合、当社が会員に対する債権を、資金調達、流動化、その他の目的のため、取引金融機関・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに譲渡した債権を再び譲り受けること。</p>
<p>第22条～第27条 省略</p>	<p>第22条～第27条 省略</p>
<p>ICカード特約 (以下省略)</p>	<p>ICカード特約 (以下省略)</p>
<p>エポスゴールドカード特約 (以下省略)</p>	<p>エポスゴールドカード特約 (以下省略)</p>
<p>エポスプラチナカード特約 (以下省略)</p>	<p>エポスプラチナカード特約 (以下省略)</p>
<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項 (以下省略)</p>	<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項 (以下省略)</p>
<p>丸井・エポス共同発行特約 (以下省略)</p>	<p>丸井・エポス共同発行特約 (以下省略)</p>
<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (丸井・エポスカード共同発行カード用) (以下省略)</p>	<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (丸井・エポスカード共同発行カード用) (以下省略)</p>